

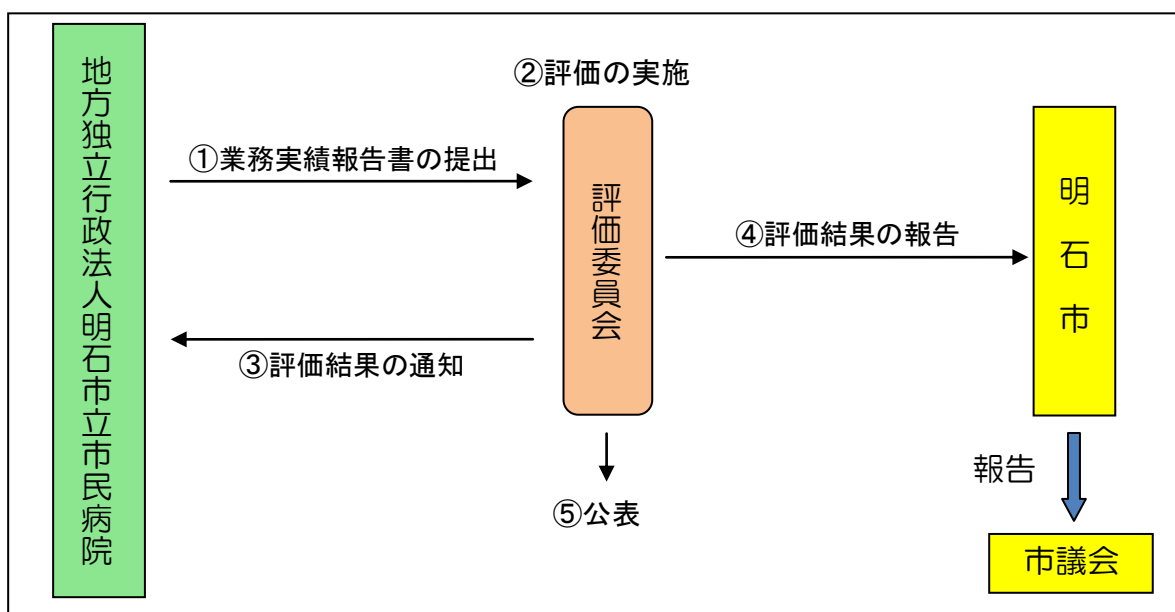
地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会の  
平成24年度の事務について

1 評価の方針の策定（4月27日）

法人の業務実績の評価を行うにあたり、評価に関する基本方針や評価基準を策定します。

2 法人の業務実績に関する評価（7月～8月）

法人の平成23年度の業務実績について、評価を行います。



<評価の流れ>

① 法人からの報告書の提出

法人から事業年度終了後3か月以内（6月末まで）に、当該事業年度の業務実績報告書が評価委員会に提出されます。

② 評価の実施

提出された報告書について、当該年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、法人からのヒアリング等を踏まえ、総合的な評価を行います。

③ 評価結果の通知

確定した評価結果を法人に通知するとともに、中期目標の達成のために必要があると認めるときは業務改善その他の勧告を行います。

④ 設立団体の長への報告

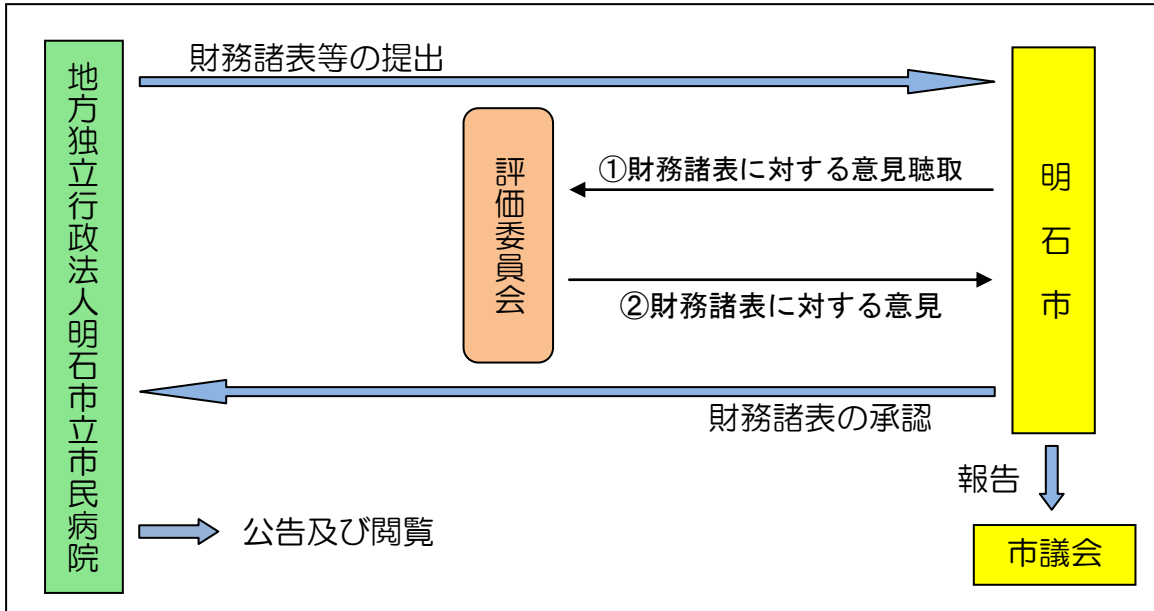
評価結果等の内容を市長に報告します。

⑤ 公表

ホームページ等において公表します。

### 3 法人の財務諸表に対する意見（7月～8月）

法人から市に提出される財務諸表に対して、意見を述べます。



#### <財務諸表に対する意見>

法人から設立団体である市に対し、事業年度の終了後3か月以内（6月末まで）に、当該事業年度の財務諸表等が提出されます。

市が財務諸表を承認する際に、評価委員会の意見を聴くことが義務付けられています。

- (1) 財務諸表
  - ① 貸借対照表
  - ② 損益計算書
  - ③ 利益の処分又は損失の処理に関する書類
  - ④ キャッシュ・フロー計算書
  - ⑤ 行政サービス実施コスト計算書
  - ⑥ 附属明細書
  
- (2) 添付書類
  - ① 事業報告書
  - ② 決算報告書
  - ③ 財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見

### 4 平成24年度業務実績（上半期）調査及び分析（11月）

平成24年度上半期の業務実績について報告を受け、質疑応答を行います。

5 平成25年度年度計画作成に向けたアドバイス（11月）

業務実績評価を踏まえ、次年度の年度計画作成に向けたアドバイスを行います。